

## 1. 地域防災計画の位置づけ

- ・地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、亶理町防災会議が作成する計画である（表－1 参照）。
- ・亶理町のみならず、県、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、町域における各種災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

表－1 災害対策基本法（抜粋）

<p>(市町村地域防災計画)</p> <p>第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p>
---

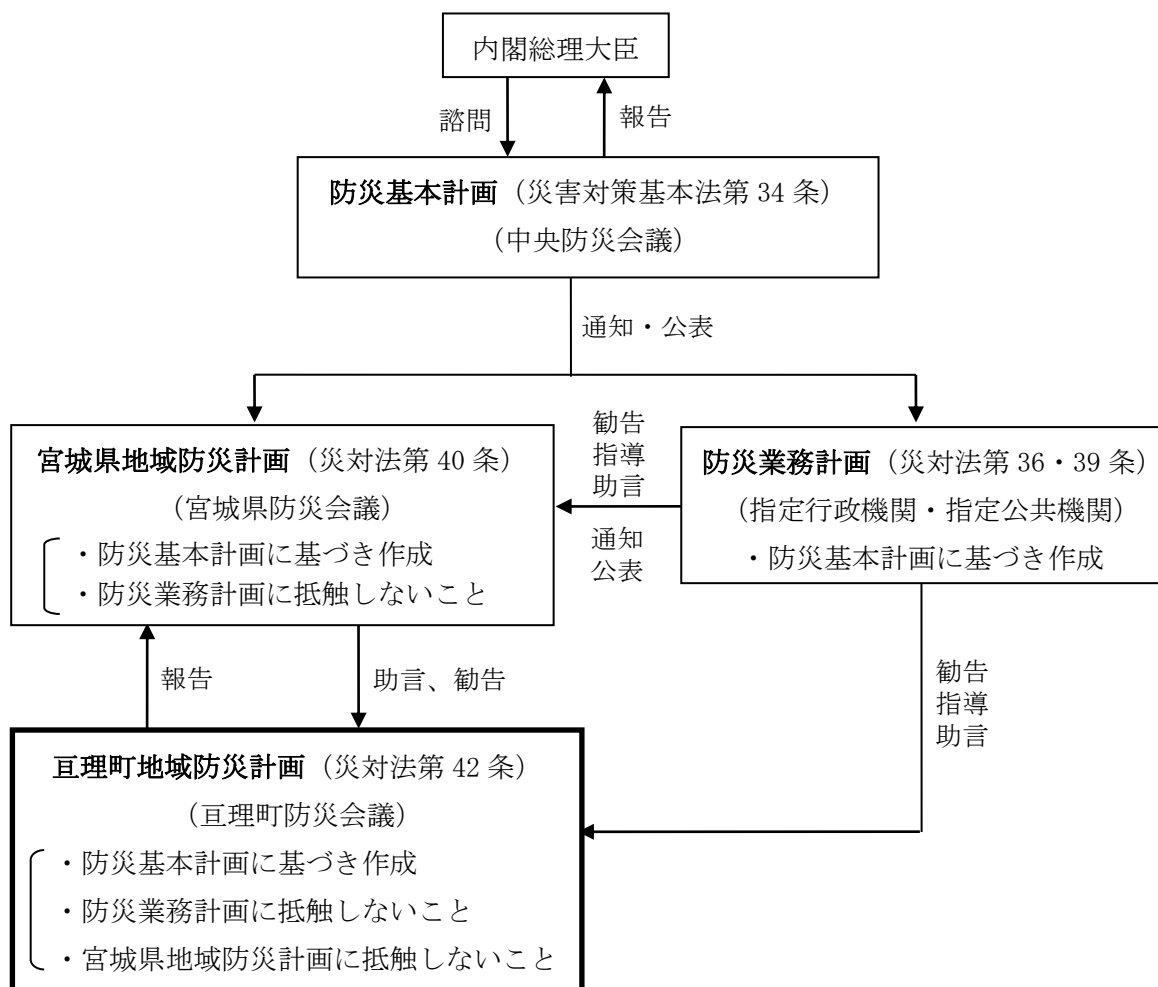


図-1 亶理町地域防災計画の位置づけ

## 2. 防災会議及び委員の位置づけについて

- ・地域防災計画の策定にあたっては、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、市町村防災会議が設置されることとなっており、その旨を市町村条例にて定める旨が、同法第 16 条第 6 項の規定により定められている。(表-2 参照)

表-2 災害対策基本法(抜粋)

(市町村防災会議)

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

～～中略～～

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

- ・これに基づき、町条例にて下記により定められており、その会長及び委員は同条例第 3 条により定められているものである。

表-3 巨理町防災会議条例(抜粋)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者

(2) 宮城県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者

(3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員

(4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者

(5) 町の教育委員会の教育長

(6) 町の消防長及び消防団長

(7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

6 委員の定数は、30 人以内とする。

7 前項の委員は、再任することができる。